

憲法論議を進めるに当たって

憲法審査会事務局長

せい の ひでき
情野 秀樹

今回の参議院通常選挙の結果、憲法改正に積極的な自民、みんな、維新の3党が獲得した議席は合計 81 で、改憲に前向きな改革と非改選議員と合わせても発議に必要な3分の2の162議席には届かなかった。ただ、環境権など現行憲法にない新たな理念・条文を盛り込む「加憲」の立場をとる公明、生活の議席を加えると参議院でも3分の2に達した。衆議院では、既に自民、維新、みんなの3党で3分の2を超す議席を得ており、現憲法下で初めて憲法改正の発議ができる状況になったと言える。

憲法改正原案の発議は「内容において関連する事項ごとに区分して行う」（国会法第 68 条の3）こととされており、事実上全面改正ができない以上、国会では今後どのような理由でどこをどう改正するのかについて、具体的に論議が進められることになると思われる。

その際に、最近、マスメディア、有識者等の間において、憲法の本質・役割は何かという基本理念についての論議がなされているが、憲法審査会においても改めて国民とともに、これについてしっかりとした議論をすることが必要ではないかと感じる。

憲法の役割については、2つの考え方がある。

第1の考え方は、近代立憲主義の理念に基づき、国家権力の行使を制限するという役割を重視する立場である。立憲主義とは、特に19世紀以降に西洋を中心に広まったものであるが、時代を超え民族を超えて通用する理念で、民主的な国家権力をも憲法によって制限し、よって国民の権利・自由を保障するという考え方である。このような立憲主義の理念を第一義的に捉える考え方は憲法学界の主流でもある。

第2の考え方は、国家目標や国民の行為規範としての役割を重視する立場である。国家権力の行使を制限することは、今日も憲法の本質ではあるが、他方、憲法は国家権力を行使するための根拠を定め、その正統性を付与するための授權規範でもあり、「国の姿・かたち」をも示すものであるという考え方である。

上記の憲法の役割に関する重点の置き方の相違は、憲法事項の内容についての意見の違いとなって現れる。すなわち、前文に我が国に固有の価値を規定すべきか否か、国民の義務に関する規定を増設すべきか否か、憲法尊重義務の名宛人に国民を追加するかどうか等について、意見が分かれる要因になっている。

国民とともに、憲法の本質・役割について真正面から議論し、それぞれの考え方の特徴、背景にある価値などをはっきりさせ、お互いの立場を理解することによって、共通の土俵が形成され、より深みのある体系だった憲法論議になっていくのではないかと思う。